

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）2月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「道内版関係人口創出・拡大事業」委託業務

(2) 業務の目的

「関係人口」は人口減少が進む本道において、地域活動の担い手としての役割のほか、将来的な移住・定住、ふるさと納税や道産食品の消費拡大等、幅広いかたちでの地域への貢献が期待されることであり、札幌市への人口集中が続いている中、札幌市民等が「道内の関係人口」として地域と関わりを持つことは、地域の活力を維持・向上させる上でも重要である。

こうした「道内の関係人口」の創出・拡大に向け、地域に興味を持つ層（裾野）の拡大を図るため、人口が集中する札幌市民をメインターゲットに、地域への興味や関心を持つ「きっかけ」づくりを行うとともに、地域活動の実践を希望する者に、この「きっかけ」から第一歩を踏み出す機会を提供する。

(3) 業務の内容

別添「「道内版関係人口創出・拡大事業」委託業務企画提案指示書」（以下「企画提案指示書」という。）のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月17日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

北海道総合政策部地域創生局地域戦略課（担当：神谷）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線21-173）

011-204-5131（直通）

(2) 参加表明書

・提出期限 令和4年（2022年）3月10日（木）午後5時必着

・提出場所 (1)に同じ

・提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(3) 企画提案書

・提出期限 令和4年（2022年）3月24日（木）午後5時必着

・提出場所 (1)に同じ

・提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

4 参加資格の審査及び企画提案書の提出

公募型プロポーザル方式への参加資格の審査を行い、これを満たす者に対して、企画提案書の提出を要請する。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用
企画提案者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 公募型プロポーザル審査会に関する説明
提出された企画提案書の内容について公募型プロポーザル審査会を実施する。
ヒアリングの日時、場所は別途通知する。但し、企画提案書の提出件数が5件を超える場合は、書類選考を行う。
- (5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (6) 審査結果及び特定者名
公表する。
- (7) その他留意事項
 - ア 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した提案は、無効とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は、無効とする。
 - ウ 詳細は、別添のプロポーザル説明書類による。
 - エ 企画提案指示書及びプロポーザル説明書類は、総合政策部地域創生局地域戦略課に備え置くほか、総合政策部地域創生局地域戦略課のホームページにおいてダウンロードすることができる。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/)